

厚岸町告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月17日

厚岸町長 三 浦 克 宏



1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

2 特定収納事務に係る歳入等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険料（普通徴収に係るものに限る。）
- (2) (1)に掲げる保険料に係る延滞金
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する保険料（普通徴収に係るものに限る。）
- (4) (3)に掲げる保険料に係る延滞金